

令和 7 年 9 月 29 日

一宮市規則第 33 号から第 35 号までを別紙のとおり
公布する。

一宮市長 中 野 正 康

規 則 番 号 一 覧 表

規則第33号	一宮市文書管理規則の一部を改正する規則
規則第34号	一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び一宮市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
規則第35号	一宮市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

令和7年9月29日

一宮市文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第33号

一宮市文書管理規則の一部を改正する規則
一宮市文書管理規則(平成10年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
目次 第1章 総則(第1条—第10条) 第2章 文書の取扱い 第1節 文書の受領及び配布(第11条—第19条) 第2節 文書の処理(第20条—第23条) 第3節 文書の浄書及び印刷(第24条—第26条) 第4節 文書の発送(第27条—第34条) 第5節 総合行政ネットワーク文書の収受及び配布(第34条の2—第34条の5) 第3章 文書の保管及び保存(第35条—第47条) 第4章 雑則(第48条) 付則 (用語の定義) 第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) <u>総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより電子署名が付与され、交換される電磁的記録をいう。</u> (取扱責任者の職務) 第5条 取扱責任者は、所属する課における次に掲げる職務を行う。 (1)～(5) 略	目次 第1章 総則(第1条—第10条) 第2章 文書の取扱い 第1節 文書の受領及び配布(第11条—第19条) 第2節 文書の処理(第20条—第23条) 第3節 文書の浄書及び印刷(第24条—第26条) 第4節 文書の施行(第27条—第34条の4) 第3章 文書の保管及び保存(第35条—第47条) 第4章 雑則(第48条) 付則 (用語の定義) 第1条の2 略 (1)～(6) 略 (取扱責任者の職務) 第5条 略 (1)～(5) 略

(6) 総合行政ネットワーク文書の送信及び受信並びに電子署名に関すること。

(7) 略

第4節 文書の発送

(発送)

第27条 発送する文書は、すべて決裁を経たものでなければならない。

(公印の押印)

第31条 発送文書

_____への公印の押印は、一宮市公印規則(昭和42年一宮市規則第18号)の定めるところによらなければならない。

2 略

第5節 総合行政ネットワーク文書の收受及び配布

(電子文書の收受)

第34条の2 総合行政ネットワーク文書は、主務課で直接受信したものを除き、行政課において処理する。

2 行政課は、総合行政ネットワーク文書を受信した場合は、次に掲げるところにより処理する。

(1) 受信した総合行政ネットワーク文書の電子署名を検証すること。

(2) 受信した総合行政ネットワーク文書の形式を確認し、当該文書の発信者に対して、形式上の誤りがない場合は受領通知を、形式上の誤りがある場合は否認通知をそれぞれ送信すること。

(3) 前号の規定により受領通知を行った文書について、主務課の取扱責任者に配信すること。

(電子文書の処理)

第34条の3 主務課で直接受信した総合行政

(6) _____電子署名に関すること。

(7) 略

第4節 文書の施行

(発送)

第27条 発送する文書は、すべて決裁を経たものでなければならない。ただし、主務課長が決裁を経る必要がないと認める文書については、この限りでない。

(公印の押印)

第31条 施行する文書(以下「施行文書」という。)への公印の押印は、一宮市公印規則(昭和42年一宮市規則第18号)の定めるところによらなければならない。

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、施行文書が電子文書であるときは、電子署名の付与をもって公印の押印に代えることができる。

第34条の2及び第34条の3 削除

第39条 保管又は保存を必要とする文書(文書管理システムに保存された文書を除く。以下この条(第1号及び第7号を除く。) において同じ。)は、主務課において当該年度終了後、速やかに、次に掲げる要領で文書を整理したうえ、編さんし、装丁しなければならない。この場合において、各課の取扱責任者は、その分類、保存

期間及び編さんについて審査及び指導を しなければならない。 (1)～(7) 略	期間及び編さんについて審査及び指導を しなければならない。 (1)～(7) 略 2 <u>前項の規定により難いときは、同項の規 定にかかわらず、電子計算機に記録する方 法その他の適当な方法により処理後の文 書を整理し、保管し、及び保存すること ができる。</u>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月29日

一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び一宮市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第34号

一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び一宮市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成17年一宮市規則第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第9条の2の2 略	第9条の2の2 略 <u>(育児を行う職員の時間外勤務の免除等の対象となる子の範囲)</u> 第9条の2の3 条例第8条の3の規則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親(第15条第1項第8号において「養育里親」という。)である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。
(深夜勤務の制限を受ける育児を行う職員の範囲)	(深夜勤務の制限を受ける育児を行う職員の範囲)
第9条の2の3 略 (特別休暇)	第9条の2の4 略 (特別休暇)
第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。	第15条 略
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 職員が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血	(3) 職員が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血

幹細胞の提供(以下この号において「骨髄等の提供」という。)を希望する者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下

_____(同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄等の提供をする場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。ドナー休暇として、必要と認められる期間

(4)～(7) 略

(8) 生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 育児時間休暇として、1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。))である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係

幹細胞の提供(以下この号において「骨髄等の提供」という。)を希望する者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第9号、第10号、次条及び別表第2において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄等の提供をする場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。ドナー休暇として、必要と認められる期間

(4)～(7) 略

(8) 生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 育児時間休暇として、1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている_____

_____養子縁組里親

_____である者若しくは_____

_____養育里親である者(同条第4項

_____)に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係

る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間) (9) 職員が配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。)又は子若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 出産介護休暇として、市長が定める期間内における2日の範囲内の期間 (10)～(21) 略 2・3 略 (介護休暇) 第16条 略 2・3 略 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 5 略 (介護時間) 第16条の2 略 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による部分休業)又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業及び当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 (子育て部分休暇) 第16条の3 略 2 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時	る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間) (9) 職員が配偶者 又は子若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 出産介護休暇として、市長が定める期間内における2日の範囲内の期間 (10)～(21) 略 2・3 略 (介護休暇) 第16条 略 2・3 略 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 5 略 (介護時間) 第16条の2 略 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下この条及び次条において「第1号部分休業」という。)又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間は、1日につき2時間から当該第1号部分休業及び当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。 (子育て部分休暇) 第16条の3 略 2 第1号部分休業
--	---

<u>刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日について</u> _____は、当該2時間_____から当該部分休業_____及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。	_____又 は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の子育て部分休暇は、 <u>1日につき2時間から当該第1号部分休業及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間</u> _____を超えない範囲内の時間とする。
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第2条 一宮市職員の育児休業等に関する規則(平成4年一宮市規則第10号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(条例第9条第2号の規則で定める非常勤職員) 第8条 条例第9条第2号の市長が規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で_____1年間の勤務日が121日以上である <u>非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u>	(条例第9条第2号の規則で定める非常勤職員) 第8条 条例第9条第2号の市長が規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で <u>あって、</u> 1年間の勤務日が121日以上である_____ものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月29日

一宮市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第35号

一宮市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

一宮市消防本部消防職員委員会に関する規則(平成8年一宮市規則第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(意見取りまとめ者) 第7条 略 2 意見取りまとめ者の定数は、 <u>13人</u> とする。 3・4 略 (委員会の会議、議事等) 第9条 委員会の会議は、毎年度の前半に <u>1回開催することを常例とする</u> とともに、必要に応じ、開催する。 2～6 略 付 則 1～3 略	(意見取りまとめ者) 第7条 略 2 意見取りまとめ者の定数は、 <u>6人</u> とする。 3・4 略 (委員会の会議、議事等) 第9条 委員会の会議は、毎年度 <u>1回以上</u> _____ 開催する。 2～6 略 付 則 1～3 略 (令和7年10月1日に指名する意見取りまとめ者の任期の特例) 4 第7条第3項本文の規定にかかわらず、令和7年10月1日に消防長が指名する意見取りまとめ者の任期は、令和9年3月31日までとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。